

中国で就労する外国人の就労許可制度が 2017 年 4 月から変更になります。もちろん日本人の駐在員、現地採用の方たちもすべてこの制度の対象となります。今回の制度変更についてはこと駐在員に関する内容ですので、今後中国に派遣する社員の駐在期間や駐在員の選任そのもの問題にも関わるため、本社の方にもぜひ理解して頂きたい内容です。

そもそも外国人の就労については、60 歳を超えた外国人は就労許可を得るのが難しいとか、学歴で制限をかけられるとか、地域によって様々な基準が設けられておりましたが（とはいえ、それ自体明確なガイドラインもなかったのですが）、就労基準が全国レベルで設けられたことが大きなポイントとなります。変更点としては以下の概要となります。

- ① 分類管理
- ② 二証統合
- ③ 申請書類・申請手続の基準化
- ④ インターネット申請
- ⑤ ハイレベル人材の「承諾制度」

このうち①「分類管理」につきましては、外国人を「A 類」「B 類」「C 類」に区分し、それぞれの基準に応じて就労制限、管理を行うという内容です。「A 類」はいわゆる「ハイレベル人材」と呼ばれる外国人で著名な科学者、世界レベルのアスリート等を指していますから、なかなかハイレベル人材に認定されるのは至難の業ではあります。一方の「C 類」は季節労働者やハイレベル人材の補佐を行う目的で入国した外国人であり、こちらについても駐在員が該当するということはまずあり得ないと思われます。従いまして日本からの駐在員の多くは「B 類（外国専門人材）」に区分されていくものと思われますが、「B 類」として認定されるにも以下のようないくつかの条件を求められます。

- (1) 学士以上でかつ 2 年以上の実務経験のある外国専門人材
- (2) 国内（中国）の大学で修士以上の学位を得た外国人
- (3) 国外の 100 強大学で修士以上の学位を得た外国人
- (4) 年収が所在地の平均給与の 3 倍以上に達している外国人
- (5) 外国語の教員
- (6) 点数評価結果が 60 点以上である専門人材

認定の考え方としては、(1) ～ (5) に該当すればその時点で「B 類」、もし該当しなければ (6) の点数評価を行い、60 点以上の点数を得れば「B 類」とみなされるものです。点数評価には「年間給与」「学歴」「実務経験年数」など細かな評価項目が設けられており、かつそれぞれに付せられた点数の合計によって評価を行うもので、「B 類」に認定されるには 60 点以上を獲得する必要があります。また「B 類」では「18 歳以上 60 歳以下」という年齢の制限も加えられ、今回初めて全国統一的に就労許可の年齢が明らかになったわけです。

一部の地域では 2016 年 10 月から試験的に運用されておりますが、2017 年 4 月からは一斉に運用が始まります。行政実務としてどのように判断されるか目が離せません。